

償却資産申告の手引

(固定資産税)

申告書の作成にあたっては、この手引をよくお読みください。

固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税の対象になります。償却資産の所有者は毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について、申告をしていただく必要があります。

（地方税法第383条）

申告期限	令和8年2月2日（月） *事務処理の都合上、1月5日（月）から1月20日（火）までに提出のご協力を お願いいたします。
申告書提出先 (お問い合わせ先)	〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市役所 総務部 税制課 儚却法人チーム（償却資産担当） 総合センター1階 22番窓口 電話 072-674-7144 高槻市 儚却資産の申告 
郵送される場合	受付印を押印した控の返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を 同封してください。最終面の宛先ラベルを切り取ってご利用ください。

◆ 申告にあたってのお願い ◆

○償却資産の申告は、固定資産税（市税）の計算に必要なものです。

税務署（国税）への確定申告とは別に、市役所へご申告ください。

確定申告で償却済みの資産であっても、事業の用に供している限り、市には申告が必要です。

○適正課税のために、資産内容がわかる「減価償却明細書」や「固定資産台帳」等の
写しの添付にご協力ください。

○該当する資産がない場合や資産の増減がない場合、または、移転や廃業等があった
場合は、その旨を申告書の備考欄に記載して提出してください。

《目次》

1 儚却資産のあらまし	1～5	3 儚却資産の評価と課税について	8～10
2 儚却資産の申告について	6～7	申告書等の書き方（記入例）	11～16
		耐用年数表	17～18

1 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

固定資産税が課せられる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で、所得税法上又は法人税法の所得の計算上、減価償却の対象になる資産をいいます。

※ 詳しくは、3ページ「申告が必要な資産」をご覧ください。

■ 「事業の用に供する」とは

「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続反復して行うことをいい、必ずしも営利収益を得ることを直接の目的とするものではありません。したがって、公益法人等が行う活動も事業に該当します。

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

(2) 償却資産の種類と具体例

① 申告対象となる主な償却資産（種類別）

(注)下記具体例以外にも対象資産がある場合は申告してください。

資産の種類		課税の対象となる償却資産の例(事業用資産に限ります)
1	構築物	舗装路面、外構工事、立体駐車場、駐輪場、門、塀、ネオン塔、庭園、橋、軌道、貯水池、煙突など、その他土地に定着した設備 テナントの方が賃貸家屋等に施工した内装・給排水・ガス・電気設備など → 2ページ ※建物附属設備は、便宜上「1構築物」で申告してください。
2	機械及び装置	旋盤・溶接機等の製造加工機械、土木建設機械、運搬設備(クレーン、コンベア捲上機など)、印刷機械、クリーニング設備、機械式駐車場設備、太陽光発電設備受変電設備、自家発電機、蓄電池設備等の電源設備、ボイラ燃焼装置など
3	船舶	はしけ、ボート、漁船、客船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車両及び運搬具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車(0及び00~09、000~099、9及び90~99、900~999ナンバーの車両) (注) 次にあげる要件を一つでも満たす場合は、大型特殊自動車となります。 (1) 最高速度 15km/時を超えるもの (2) 長さ 4.7mを超えるもの (3) 幅 1.7mを超えるもの (4) 高さ 2.8mを超えるもの ※農耕作業用自動車は最高速度 35km/時以上のものののみ該当 (※自動車税や軽自動車税が課せられるものを除きます)
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、コピー、レジスター、パソコン、音響設備、放送設備応接セット、テレビ、冷暖房機、陳列ケース、ネオン、その他測定工具、取付工具鍛圧工具、理・美容器具、厨房用品、自動販売機、看板、切削器具、工具類など

② 申告対象となる主な償却資産（業種別）（ ）は、標準的な耐用年数です。

業種	具体例
共通のもの	賃貸物件の内装(10)・ガス・電気・給排水設備工事(15)、受変電設備(15)、舗装路面(10又は15)・コンクリート塀(15)、金属フェンス(10)、ネオンサイン・看板(3又は10)、広告塔(10又は20)・簡易間仕切り(3)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、ルームエアコン(6)・埋込エアコン(13又は15)、パソコン(4)、スマートフォン(4又は10)、タブレット(4)・複写機(5)、レジスター(5)、サーバー(5)、防犯カメラ(6)、太陽光発電設備(17)など
小売業	冷凍・冷蔵陳列ケース(6)、陳列棚(8)、自動販売機(5)、冷蔵・冷凍庫(6)など
飲食業	接客用家具(5)・備品、カウンター(5)、厨房用品(5)、カラオケ機器(5)、テレビ(5)・音響機器(5)、冷蔵・冷凍庫(6)、製氷機(6)、食洗機(6)など
工場・作業所	旋盤、ボール盤、定盤、フライス盤、プレス機、金型、溶接機、コンプレッサー・貯水設備(15)、大型特殊自動車など
理容・美容業	理容・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸し器(5)、ドライヤー(5)・サインポール(3)など
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13)、ボイラー(13)、給排水設備(15)など
医療・薬局業	各種医療用機器(ベッド(8)、X線装置(6)、心電計(6)、電子血圧計(5)、CTスキャン(6)・歯科診療用ユニット(7)等)、分包機(6)、薬品棚(8)など
駐車場業	屋外照明等の電気設備(15)、舗装路面(10又は15)、コンクリート塀(15)、金属フェンス(10)・駐車装置(オートロック式・ゲート式(5)、ターンテーブル(10))など
建設業	大型特殊自動車、ポンプ(6)、ポータブル発電機(6)、ブルドーザー(6)・パワーショベル(6)、コンクリートカッター(6)、ミキサー(6)など
不動産賃貸業 ビル・アパート (4ページを参照)	受変電設備(15)、自家発電等の電気設備(15)、屋外の給排水・ガス設備(15)・舗装路面(10又は15)、外構工事(15)、庭園・植込み(20)、駐輪場設備(10)、ごみ置き場(7)・看板(3)、広告設備、LAN設備(ケーブル、ハブ、ルーター、LANボード)(10)・中央監視制御装置(10)、集合郵便受・宅配ボックス(10)、消火器(10)など
娯楽業	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、島設備(10)、ゲーム機(3)、両替機(5)、球貸機(5)・球計算機(5)、カラオケセット(5)、接客用家具(5)など

※上記は一例ですので、該当資産に適用する耐用年数を「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1(17・18ページ)、2、4、5及び6で確認してください。

テナントの内装・設備等について

建物の賃借人（テナントの方）が事業のために取り付けた、内装や電気・ガス・給排水設備工事等は、施工した賃借人（テナントの方）が申告する必要があります。

（地方税法第343条第10項、高槻市市税条例第59条第8項）

※これらの設備は、特に申告もれとなりやすいのでご注意ください。

ただし、自己所有の建物に施工した内装等は、家屋評価に含まれるので申告は不要です。

→5ページ参照

(3) 申告が必要な資産

- ① 税務会計上、減価償却の対象になる資産
- ② 耐用年数を経過した資産で、法定の減価償却が終わって帳簿上残存価額のみ計上されている資産(償却済み資産) ※事業の用に供している限り申告が必要です。
- ③ 少額資産であっても対象になる資産(下表を参照してください。)

《少額資産》の取扱いについて

(1)～(3)は申告不要、★(4)・(5)は申告が必要です。

(地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条)

- (1) 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入または必要経費としたもの
- (2) 取得価額20万円未満の資産のうち3年一括償却したもの
- (3) 法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産のうち取得価額20万円未満のもの
- ★(4) 租税特例措置法の規定により中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ★(5) 少額であっても個別に減価償却した資産

申告対象

△	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
(1)	一時損金算入 必要経費 (※1)	申告対象外			
(2)	3年一括償却 (※2)	申告対象外			
(3)	リース資産 (ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象 対象者が申告 (※3)	
(4)	中小企業特例の少額資産 (※4)		申告対象		
(5)	個別減価償却 (※5)		申告対象		

(※1) 法人税法施行令第133条、所得税法施行令第138条

(※2) 法人税法施行令第133条の2第1項、所得税法施行令第139条第1項

(※3) 期間満了と同時に資産が回収される場合(所有権移転外ファイナンスリース)は、資産を貸している人(リース会社等)が申告。リース後に資産が使用者の所有物となるような場合は、資産を借りている人が申告。

(※4) 租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほか

(※5) 個人の方については、平成10年4月1日以降開始の事業年度に取得した10万円未満の資産は全て必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

- ④ 赤字決算等により減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
- ⑤ 築外資産で、事業の用に供することができる資産
- ⑥ 建設仮勘定で経理されているもののうち、事業の用に供している資産
- ⑦ 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、令和8年1月1日現在事業の用に供している資産
- ⑧ 遊休資産(稼動を休止しているが、維持補修が行われている資産)
- ⑨ 未稼働資産(まだ稼動していないがすでに完成している資産)
- ⑩ 職員・社員の福利厚生用の資産
- ⑪ 償却資産の価値を増加させるための費用(改良費) ※改良費は本体と区別して取扱います。
- ⑫ 家屋の建築設備・造作等のうち償却資産に該当するもの(5ページの表を参考にしてください。)
- ⑬ 清算中の法人で、自ら清算事務に供しているもの及び他の事業者に事業用として貸し付けている資産

(4) 申告の必要がない資産

- ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの
- ② 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年で一括償却しているもの
- ③ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- ④ 無形減価償却資産(特許権、商標権、営業権、コンピューターソフトなど)
- ⑤ 商品・貯蔵品などの棚卸資産(※)ただし、現に賃貸業等の事業の用に供している資産は申告対象です。
- ⑥ 平成20年4月1日以降に締結したリース契約のうち、法人税法第64条の2 第1項又は所得税法第67条の2 第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

(5) 建物附属設備等の家屋と償却資産の区分

固定資産税において、「家屋」と「償却資産」は区分して評価しています。家屋と一緒に家屋の効用を高める建築設備(電気設備や給排水設備等)は、その設備を取り付けた事業用家屋の所有区分により償却資産として申告対象となるかが異なります。

詳しくは次ページの区分表を参照してください。◎のものは償却資産の申告が必要です。

●不動産賃貸業について

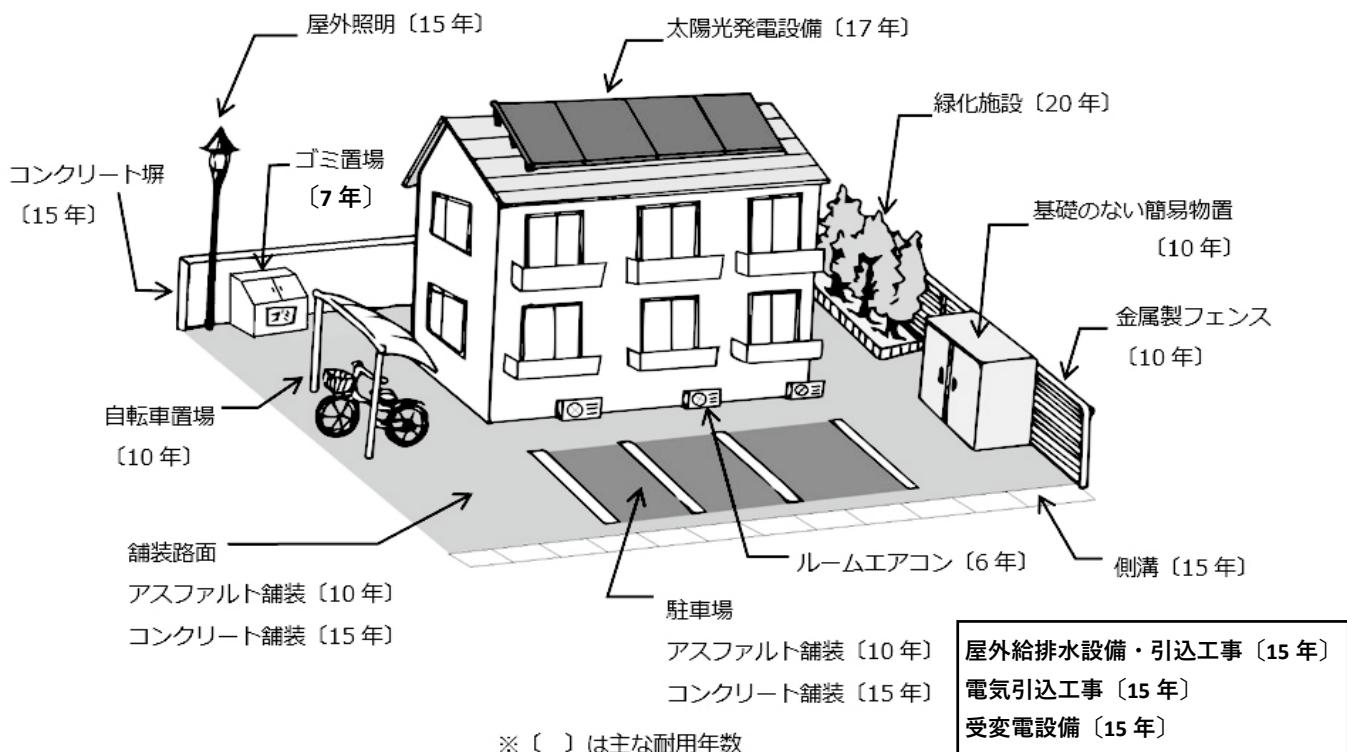
賃貸用の店舗やアパート、駐車場等を所有されている場合、土地・家屋とは別に固定資産税(償却資産)の課税対象となるため、申告が必要です。

下記の図で申告対象資産(一例)を参考に、申告してください。

なお、外構工事等を建物に含めて計上されている場合でも、申告対象部分を分けて申告していただく必要があります。

また、申告内容について、該当建物の工事明細等を提出していただく場合がありますのでご了承ください。

【(主な例) 共同住宅】



◆ 家屋と償却資産の区分表（主な例）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係	
			同じ場合	異なる場合
家屋	償却資産	家屋	償却資産	
建 築 工 事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○	○
電 気 設 備	受変電設備	設備一式		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等	○	○
	中央監視設備	設備一式	○	○
	電灯コンセント設備	屋外設備一式	○	○
	照明器具設備	屋内設備一式	○	○
	電力引込設備	引込工事		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○
		上記以外の設備	○	○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○
		配管・配線、端子盤等	○	○
給排水衛生設備	LAN設備	設備一式（インターネット設備も含む）	○	○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器	○	○
		配管・配線等	○	○
	監視カメラ(ITV)設備	受像機（テレビ）、カメラ、録画装置等の機器	○	○
		配管・配線等	○	○
	避雷設備	設備一式	○	○
	火災報知設備	設備一式	○	○
空 調 設 備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○	○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・流し用等）	○	○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○	○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備	○	○
		屋内の配管等	○	○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○	○
その他の設備等	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等	○	○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○	○
	空調設備	エアコン（壁掛型・吊下型）、特定の生産又は業務用設備	○	○
		エアコン（埋込型）等の上記以外の設備	○	○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備	○	○
		上記以外の設備	○	○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機	○	○
その他の設備等		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○	○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮、病院、社員食堂等の厨房設備	○	○
		上記以外の設備	○	○
外 構 工 事	その他の設備	冷凍・冷蔵倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、宅配ボックス、カーテン、ブライント等	○	○
	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）、舗装工事（アスファルト等）	○	○

2 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

毎年1月1日現在、高槻市内に土地及び家屋以外の事業用の償却資産（高槻市内で貸し付けている資産も含む）を所有している法人又は個人

(2) 申告の方法及び提出書類

* 申告書は2枚1組、明細書は3枚1組の複写式になっています。

なお、複写式の用紙に文字が写るように記入してください。

* 自社作成の申告書や高槻市ホームページからダウンロードした申告書を使用される場合は、市から送付した申告書（未記入の状態）を添付してください。

* 詳しい記入方法については、11ページからの「申告書の書き方（記入例）」をご覧ください。

区分	申告していただく方	申告が必要な資産	提出する書類	備考
全資産申告	本年度初めて申告をされる方	令和8年1月1日現在所有している全資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用）	該当資産がない場合、①申告書の「18備考」欄の「3. 該当資産なし」に○をつけて提出してください（②は提出不要です）。 ※ 減価償却費の計算書等、資産がないことが分かる資料の提出を求める場合があります。
増加・減少資産申告	令和7年1月2日以降資産の増加・減少がある方	令和7年1月2日から令和8年1月1日まで増加及び減少した資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）	資産の増減がある場合、①申告書の「18備考」欄の「1. 資産の増減あり」に○をつけて、種類別明細書（②、③）とあわせて提出してください。
申告もれ資産等	令和7年1月2日以降資産の増加・減少がない方		① 償却資産申告書	資産の増減がない場合、①申告書の「18備考」欄の「2. 資産の増減なし」に○をつけてください。
	令和7年1月1日以前に取得した資産で、申告もれ・申告誤りがある方	申告もれ等の資産	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加・全資産用） ③ 種類別明細書（減少資産用）	②、③の明細書の各摘要欄に「申告もれ」「申告誤り」等、記入してください。

○ そのほかの事由について

● 令和8年1月1日現在、高槻市内で事業を行っていない場合

→ 申告書「18備考」欄の「4. 廃業・解散・転出等」に○をつけて、事由発生年月日を記入してください。

● 相続で資産を所有することになった場合

→ 被相続人の氏名と相続の年月を申告書「18備考」欄に記入してください。

なお、②の明細書に記載する取得年月は、被相続人の取得年月で記入してください。

● 法人の合併・個人廃業から法人設立等の場合 → 詳細を申告書の「18備考」欄に記入してください。

● 企業電算申告の場合は、電算システムで書類を作成し課税標準額、評価額等をすべて記載してください。

●地方税（固定資産税償却資産）と国税の主な違い

下記の表は、国税との違いになります。申告書作成の参考にしてください。

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は、固定資産税定率法を適用 (固定資産評価基準別表第15に定められた減価率を用いる。) ※法人税法の旧定率法で用いる減価率と同じ	建物以外の一般的な資産は、定率法・定額法の選択制 (定率法選択の場合) ※平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法」(200%)を適用 ※平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法」(250%)を適用 ※平成19年3月31日までに取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳制度	× 認められていない。 圧縮額を含めた実際の取得額を記入して下さい。	<input checked="" type="radio"/> 認められている。
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	× 認められていない。	<input checked="" type="radio"/> 認められている。
増加償却(10ページを参照) (所得税・法人税)	<input checked="" type="radio"/> 認められている。	<input checked="" type="radio"/> 認められている。
評価額の最低限度	取得価額の5/100	備忘価額(1円)まで
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則区分評価

(3) 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び市税条例第78条の規定により過料が科せられます。また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等が科せられます。

(4) 実地調査等のお願い

高槻市では、適正課税のため、地方税法第354条の2の規定により、所管税務署での所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行っています。

また、地方税法第353条及び第408条に基づいて実地調査（固定資産台帳等を郵送していただく調査）を順次行っておりますので、ご理解ご協力を願いいたします。

なお、調査の結果をもとに賦課決定を行う場合があります。資産の取得年月に応じて、最大5年遡及しますので、あらかじめご了承ください（下記（5）参照）。

(5) 過年度への遡及について

実地調査等に伴う修正や申告もれ等の場合は、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及して課税することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。過年度分の課税が発生した場合は、一括で納付していただくことになります。

3 償却資産の評価と課税について

(1) 評価額の算出

償却資産の評価方法は、資産の取得年月、取得価額及び耐用年数を基本にしています。

資産一品ごとに評価額を算出後、全資産の評価額を合計（課税の基礎になる価格）します。

《算出方法》

① 前年中に取得した資産 → 取得価額 \times (1 - 耐用年数に応する減価率(r) \times 1/2)

② 前年前に取得した資産 → 前年度評価額 \times (1 - 耐用年数に応する減価率(r))

*上記により算出した評価額が取得価額の5%より小さくなった場合は、取得価額の5%が評価額となります。

《計算例》

令和7年6月に400,000円で購入した、耐用年数3年の資産の評価額は？

取得価額		\times	①前年中取得の減価残存率	=	評価額	
令和 8 年度…	400,000円	\times	0.732	=	292,800円	*減価残存率表参照
<hr/>						
前年度価評額		\times	②前年前取得の減価残存率	=	評価額	
令和 9 年度…	292,800円	\times	0.464	=	135,859円	
令和 10 年度…	135,859円	\times	0.464	=	63,038円	
令和 11 年度…	63,038円	\times	0.464	=	29,249円	
令和 12 年度…	29,249円	\times	0.464	=	(※) 13,571円	*評価額は 小数点以下切捨て

(※) 令和12年度で、取得価額の5%（20,000円）より小さくなりますので、この資産に関しては令和12年度以降の評価額は20,000円になります。

【参考】減価残存率表

耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率		耐用年数	減価率(r)	減価残存率	
		前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)			前年中取得 (1-r/2)	前年前取得 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	36	0.062	0.969	0.938
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	37	0.060	0.970	0.940
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	38	0.059	0.970	0.941
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	39	0.057	0.971	0.943
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	40	0.056	0.972	0.944
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	45	0.050	0.975	0.950
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	50	0.045	0.977	0.955
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	55	0.041	0.979	0.959

※ 耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1から第6まで（別表第3を除く）が適用されます。

(2) 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。その場合でも申告書の提出は必要です。

(3) 納税義務者

令和8年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、納税義務者になります。

(4) 税率・税額

税率は、1.4／100です。課税標準額(1,000円未満切捨て)に、この税率を乗じた額（100円未満切捨て）が税額になります。

(5) 納期

固定資産税の納期は、1期（5月）、2期（7月）、3期（9月）、4期（12月）の年4回です。
納税通知書は5月上旬に送付します。

※過年度分の課税が発生した場合は一括で納付していただくことになります。

(6) 課税台帳の閲覧

決定された価格等は、償却資産課税台帳に登録し、4月1日以降、関係者の閲覧に供します。
直接窓口へお越しいただくか、郵便での請求も可能です。

- * 「固定資産（償却資産）課税台帳等閲覧申請書」に必要事項を記入し、申請してください。
(申請書は高槻市のホームページからダウンロードできます。また窓口でもお渡ししています。)
- * 閲覧の際には本人確認をさせていただきます。
- * 郵便で請求される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【閲覧申請時の必要書類】

個人	本人申請の場合	① 本人確認ができるもの (運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど)
	代理人申請の場合	① 委任状又は委任状に代わるもの (当該年度の申告書の控え・納税通知書・前年度の課税台帳写し（いずれも原本）) ② 代理人の本人確認ができるもの (運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど)
法人		① 法人の代表者印を押印した申請書、委任状又は委任状に代わるもの (当該年度の申告書の控え・納税通知書・前年度の課税台帳写し（いずれも原本）) ② 申請者の本人確認ができるもの (運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証（資格確認書）・年金手帳・パスポートなど)

(7) 特例等について

各項目について、申告の方法を記載しています。①、②に該当する資産は申請書の提出が必要です。
(ただし、前年度までに申請された資産は、再度申請する必要はありません。)

※申請書は高槻市のホームページからダウンロードできます。

① 非課税該当資産

地方税法第348条の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

新たに取得された場合は種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に『非課税該当』と記入し、「固定資産税（償却資産）課税標準の特例・非課税申請書」も併せて提出してください。

※適用判定のため関係書類の添付を求める場合がありますので、事前にお問い合わせください。

② 課税標準の特例該当資産

特定の構築物や公害防止設備に対しては、地方税法上「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に該当条項を記入し、下表「添付書類」欄の書類を添えて提出してください。

【課税標準の特例資産 ※抜粋】

該当条項	資産（施設）の種類	取得期間	適用期間	特例率	添付書類
本法附則第15条第2項（一） (わがまち特例)	水質汚濁防止法による「污水又は廃液の処理施設」	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	2分の1	① 固定資産税（償却資産）課税標準の特例申請書
本法附則第15条第2項（五） (わがまち特例)	下水道法による「公共下水道を使用する者が設置した除害施設」	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで	期限なし	5分の4	② 特定施設設置届出書・認定書・決定通知書等の写し、仕様書、設備写真等
旧本法附則第15条第44項	中小企業者等が取得した先端設備等に該当する機械装置等	(賃上げの表明なし) 令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	3年間	2分の1	
		(賃上げの表明あり) 令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	4年間	3分の1	
		(1.5%以上の賃上げ) 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	3年間	2分の1	
本法附則第15条第43項		(3%以上の賃上げ) 令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	5年間	4分の1	

(注) 課税標準の特例内容は、地方税法改正に伴い変更されることがありますので、不明な点がありましたらお問い合わせください。必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

③ 短縮耐用年数について

法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産がある場合、「承認通知書」の写しを添付してください。

④ 増加償却について

法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産がある場合、「届出書」の写しを添付してください。

● 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方(記入例)

※緑文字の用紙です
この申告書は資産の増減の有無に
かかわらず提出してください。

令和 8 年度

令和 8 年 1 月 17 日

受付印

※ 所 有 者 コ ー ド

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

1 住 所 (又は納税通知書
送付先)
2 氏 名
(法人にあつてはそ
の名称及び代表
者の氏名)
3 個人番号又は
法人番号
4 事業種目
(資本金等の額)
5 事業開始
年月
6 この申告に
応答する者
の係
氏名
7 税理士等
の氏名
8 短縮前用年数の承認
9 増加償却の届出
10 非課税該当資産
11 課税標準の特例
12 特別償却又は正縮記帳
13 税務会計上の償却方法
(定率法・定額法)
14 青 色 申 告
15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地
(17事業所用家屋の所有区分)

12

R 2361150

1

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

12

記 入 箇 所		記 入 の 方 法
1 住 所	申告書・納税通知書等の発送先となるべき住所を印字します。その住所の電話番号を記入してください。	個人の場合、氏名を印字します。 法人の場合、その名称を印字しますので、代表者名を記入してください。 屋号があれば、屋号も記入してください。 印字している内容に変更がある場合は、2本線で削除し、正しい内容を記入してください。
2 氏 名	法人の場合、所有者の法人番号を記入してください。	高槻市における事業の主たる事業種目を具体的に記入してください。法人の場合は、資本金等の額を記入してください。
3 個人番号又は法人番号	法人の場合、所有者の法人番号を記入してください。	高槻市内において事業を開始した年月を記入してください。（個人の場合は事業開始年月、法人の場合は設立・開設年月）
4 事業種目（資本金等の額）	この申告に応答する者の係及び氏名	この申告を担当する部署、応対される方の氏名及び電話番号を記入してください。
5 事業開始年月	7 税理士等の氏名	この申告を税理士に委任された場合は、その氏名及び電話番号を記入してください。
6 この申告に応答する者の係及び氏名	8 短縮耐用年数の承認	該当する方を○で囲んでください。
7 税理士等の氏名	9 増加償却の届出	該当する方を○で囲んでください。
8 短縮耐用年数の承認	10 非課税該当資産	該当する方を○で囲んでください。
9 増加償却の届出	11 課税標準の特例	該当する方を○で囲んでください。
10 非課税該当資産	12 特別償却又は圧縮記帳	該当する方を○で囲んでください。 (償却資産の評価では、特別償却又は圧縮記帳は認められておりませんので、特別償却前・圧縮前の価額を記入してください。)
11 課税標準の特例	13 税務会計上の償却方法	該当する方を○で囲んでください。
12 特別償却又は圧縮記帳	14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について、該当する方を○で囲んでください。
13 税務会計上の償却方法	15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地	高槻市内にある資産の所在地・事業所等を全て記入してください。
14 青色申告	16 借用資産（有・無）	該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、貸主の名称と連絡先を記入してください。 借用資産とは、土地・家屋を除いたリース資産です。
15 市（区）町村内における事業所等資産の所在地	17 事業所用家屋の所有区分	該当する方を○で囲んでください。(自己所有か借家かで、課税内容が変わることがありますので、必ずどちらかを選択してください。)
16 借用資産（有・無）	18 備考（添付書類等）	該当する項目を○で囲んでください。項目4の場合は、事由発生の年月日等も記入してください。 特例・非課税申請書等を添付した場合は、その書類の名称を記入してください。 その他、異動事項がある場合や、申告について参考になる事項があれば記入してください。
17 事業所用家屋の所有区分	前年前に取得したもの（イ）	既に印字しています(前年度申告書の(ニ)欄の価額と同じです)。過去に申告誤りによる訂正がある場合は、記入例のようにこの欄の価額を修正してください。
18 備考（添付書類等）	前年中に減少したもの（ロ） 前年中に取得したもの（ハ） 計 ((イ)ー(ロ)+(ハ)) (二)	前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。 (イ)ー(ロ)+(ハ)によって算出した取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。
取得価額		減価償却費や未償却残高ではなく、 取得価額の合計額を記入してください。

● 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方(記入例)

※ 縁文字の用紙です

※ 所有者番号	令和8年度	資産の名称等	種類別明細書	増加資産・全資産用	所 有 者 名	タカラ・タロウ	枝のうち 枚数
R 2361150	A 1	資産コード	資産の名称等	資産の名称等	所 有 者 名	タカラ・タロウ	1
資産の種類	1						
行番号	資産番号	資産番号	資産番号	資産番号	資産番号	資産番号	枝のうち 枚数
01 1	01 1	01 1	01 1	01 1	01 1	01 1	1
コウコクトク	1						
02 1	02 1	02 1	02 1	02 1	02 1	02 1	2
ハイスクール	3						
03 1	03 1	03 1	03 1	03 1	03 1	03 1	4
ドクターチェンバー	5						
04 2	04 2	04 2	04 2	04 2	04 2	04 2	6
フォークリフト(オオガタトクシュ)	7						
05 5	05 5	05 5	05 5	05 5	05 5	05 5	8
PC	9						
06 6	06 6	06 6	06 6	06 6	06 6	06 6	10
07	07	07	07	07	07	07	11
小計	12						
							13
							14
							15
							16
							17
							18
							19
							20
							21
							22
							23
							24
							25
							26
							27
							28
							29
							30
							31
							32
							33
							34
							35
							36
							37
							38
							39
							40
							41
							42
							43
							44
							45
							46
							47
							48
							49
							50
							51
							52
							53
							54
							55
							56
							57
							58
							59
							60
							61
							62
							63
							64
							65
							66
							67
							68
							69
							70
							71
							72
							73
							74
							75
							76
							77
							78
							79
							80
							81
							82
							83
							84
							85
							86
							87
							88
							89
							90
							91
							92
							93
							94
							95
							96
							97
							98
							99
							100
							101
							102
							103
							104
							105
							106
							107
							108
							109
							110
							111
							112
							113
							114
							115
							116
							117
							118
							119
							120
							121
							122
							123
							124
							125
							126
							127
							128
							129
							130
							131
							132
							133
							134
							135
							136
							137
							138
							139
							140
							141
							142
							143
							144
							145
							146
							147
							148
							149
							150
							151
							152
							153
							154
							155
							156
							157
							158
							159
							160
							161
							162
							163
							164
							165
							166
							167
							168
							169
							170
							171
							172
							173
							174
							175
							176
							177
							178
							179
							180
							181
							182
							183
							184
							185
							186
							187
							188
							189
							190
							191
							192
							193
							194
							195
							196
							197
							198
							199
							200
							201
							202
							203
							204
							205
							206
							207
							208
							209
							210
							211
							212
							213
							214
							215
							216
							217
							218
							219
							220
							221
							222
							223
							224
							225
							226
							227
							228
							229
							230
							231
							232
							233
							234
							235
							236
							237
							238
							239
							240
							241
							242
							243
							244
							245
							246
							247
							248
							249
							250
							251

記入箇所		記入の方法
① 資産の種類	下記の区分に従つてそれぞれ該当の番号を記入してください。 1=構築物(建物附属設備含む) 2=機械及び装置 3=船舶 4=航空機 5=車両及び運搬具 6=工具、器具及び備品	
② 資産の名称等	使用できる文字は、カタカナ(ア～ン)、英字(A～Z)、数字(0～9)だけです。「」も一文字に數えます。 ひらがな・漢字は使用せず20字以内におさめ、同じ名称が続く場合でも「同上」「//」など略さず、それぞれの名称を1行ずつ記入してください。	
③ 数量	資産の数量を記入してください。	
④ 取得年月	資産を実際に取得した年月(相続による取得年月ではなく本来の取得年月)を記入してください。 年号は、昭和 → 3 平成 → 4 令和 → 5 とし、それぞれの年号に対応する数字を記入してください。 なお、1月1日取得のものは、「前年の13月」と記入してください。(例)令和8年1月1日 取得 ⇒ 50713	
⑤ 取得価額	該資産の取得価額を記入してください。なお、下の小計欄には、取得価額の合計を記入してください。 消費税は会計処理として税込経理処理方式を採用している場合は、消費税を含めた金額で記入してください。 ※取得価額とは、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、賃税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む)をいいます。	
⑥ 耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から第6まで(別表第3を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。 ※17～18ページの耐用年数表も、ご参照ください。	
⑦ 増加事由	★平成20年度の「耐用年数省令の税制改正」に伴い耐用年数の変更が行われました。 同封している「前年度資産一覧表」をご確認いただき、耐用年数の訂正がなされてしない場合は、該当する耐用年数を訂正し、その原本又はコピーを申告書に添付してご返送ください。	
⑧ 摘要	下記の区分に従つて、増加の事由に該当する番号を○で囲んでください。 新品取得 (購入・製作・譲受その他の理由で取得した新品資産)1 中古品取得 (購入・譲受その他の理由で取得した中古資産)2 移動による受入れ (企業内移動などで高槻市に所在することになった資産)3 その他 (上記以外の理由で高槻市に所在することになった資産)4 記入例のように、特記事項があれば記入してください。 特例資産又は非課税資産に該当する場合は、根拠となる条項を記入してください。	

● 種類別明細書(減少資産用)の書き方(記入例)

※ 赤文字の用紙です

令和 8 年度 種類別明細書(減少資産用)

所 有 者 コ ード		資産の名称等		数量	取 得 年 月	耐 用 年 数	取 得 価 额	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘要
行 番 号	資産の種類	抹 消 コ ード	資産の名称						1 売 却	2 滅 灭	3 その他の移動	
01	2	000418	ヨウゼンキ	1	4 6	4	315,300	12	1・②	3・4	①・2	
02	2	001643	シトゲセンハノ	1	4 28	5	3,537,000	12	1・2	③	④	令和7年4月茨木工場へ移動
03	5	006025	7オ-ケリ7ト	1	5 4	9	1,260,450	4	①	2	3・4	株式会社製作所へ売却 令和7年5月75万円(数量3)
04	6	002542	リ-ムア-7-	1	5 3	6	250,000	6	1・②	3・4	1・②	のうち25万円(数量1)減少
05	6	004189	7リシヤキ	1	4 30	11	180,155	5	1・2	3・4	④	令和6年3月廃棄(申告もされ)
06	1	2	3	④	5	6	7	7	1・2	3・4	1・2	
07			小 計	5			5,542,905		1・2	3・4	1・2	

※この「前年度の資産一覧表」は、令和7年度までに資産の申告があつた方のみ同封しています。

前年度の資産一覧表		所有者		PAGE
令和 7 年 1 月 1 日 現 在		所有者 高槻 太郎		1
種類	資産コード	資産の名称・規格(数量)	取得年月	取得価額
1	2 000418	ヨウゼンキ	1H6.4	315,300
8	2 004025	インサッセソビ	1H19.9	2,300,000
9	2 003682	レイダンボウ	1R3.6	1,500,000
10	6 004523	インターホン	1R5.3	367,500
11	6 005034	オウセツセツ	1H31.3	500,000
12	6 062342	レイト-ウレイソウコ 2 #	R4.10	380,000

(例)

以下の場合、左記のように訂正してください。
・耐用年数(訂正が令和7年以前に及ぶ場合
は、訂正適用年度を記入してください。)
・資産の種類
・取得価額
・取得年月
・数量や名称

表二 (提出用)
第一十六号様式別
枝のうち
一枚目

記入箇所	記入の方法
① 資産の種類	
② 抹消コード	
③ 資産の名称等	①～⑦については、記入例を参照し同封の「前年度の資産一覧表」より転記してください。 ⑤の年号については、 <u>S(昭和)→3 H(平成)→4 R(令和)→5</u> と読み替えて記入してください。
④ 数量	
⑤ 取得年月	
⑥ 取得価額	
⑦ 耐用年数	
⑧ 減少の事由及び区分	減少の事由に該当する番号を○で囲んでください。
⑨ 摘要	減少年月、移動先・売却先を記入してください。 (例1) 資産が一部減少した場合 「令和7年5月 75万円(数量3)のうち25万円(数量1)減少」 (例2) すでに除却済みの場合 「令和6年3月廃棄(申告もれ)」 記入例の摘要欄を参照し、このように具体的な事由を記入してください。 その他、特記事項があれば記入してください。

「申告年度」欄は記入不要です。

耐用年数、資産の種類、取得価額、取得年月、数量や名称などに訂正事項がある場合、同封の「前年度の資産一覧表」を修正していただき、その原本又はコピーを申告書に添付してご返送ください。
 (なお、訂正にあたっては、15ページの「(例) 前年度の資産一覧表」を参照してください。)

耐用年数表

建物・機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表(別表第1より抜粋)

○ 建物附属設備

構造用途	細目	耐用年数
電気設備 (照明設備 含む)	蓄電池電源設備 太陽光発電設備 その他のもの	6 17 15
給排水・衛生・ガス設備		15
冷暖房 通風 ボイラー	冷暖房設備 (冷凍機の出力22KW以下) その他のもの	13 15
昇降機 設備	エレベーター エスカレーター	17 15
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード 日よけ	主として金属製のもの その他のもの	15 8
店用簡易装備		3
可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	3 15
前掲以外	主として金属製のもの その他のもの	18 10

○ 工具

構造用途	細目	耐用年数
測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む)		5
治具、取付工具		3
ロール	金属圧延用のもの なつ染ロール、粉碎ロール、混練ロール その他のもの	4 3
型、鍛圧・打抜工具	プレス、その他の金属加工用金型、合成樹脂、 ゴム、ガラス成型用金型及び鋳造用型 その他のもの	2 3
切削工具		2
金属製柱・カッペ		3
活字等	購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る) 自製活字等に常用される金属	2 8
前掲以外	白金ノズル その他のもの	13 3
前掲区分以外	白金ノズル その他主として金属製のもの その他のもの	13 8 4

○ 構築物

広告用	金属造のもの その他のもの	20 10
競技場用 運動場用 遊園地用 又は学校用のもの	ネット設備 野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他の スポーツ場の排水その他の土工施設 水泳プール	15 30 30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園 (工場緑化施設に含まれるもの除く)	7 20
舗装道路 舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷 アスファルト敷、木れんが敷 ビチューマルス敷	15 10 3
へい	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 コンクリート・コンクリートブロック造 れんが造 石造 土造 金属造	30 15 25 35 20 10
煙突	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造 れんが造 著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの 金属造	35 7 25 10

○ 器具及び備品

家具・電気機器・ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす、キャビネット 主として金属製のもの その他のもの	15 8
	応接セット 接客業用のもの その他のもの	5 8
	ベッド	8
	児童用机及びいす	5
	陳列だな、陳列ケース 冷凍機付又は冷蔵機付のもの その他のもの	6 8
	その他の家具 接客業用のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	5 15 8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他これらに類する電気、ガス機器	6 6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー(電気式を除く) カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他 類似の繊維製品 じゅうたん、その他床用敷物 小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込み用 劇場用のもの その他のもの	4 3 6
	室内装飾品 主として金属製のもの その他のもの	15 8

○ 車両及び運搬具(自動車を除く)

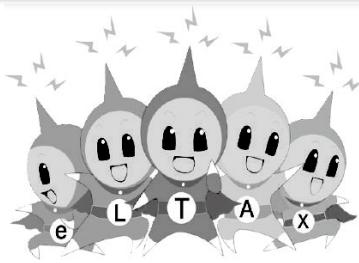
自転車	2	
フォークリフト	4	
その他 の も の	自走能力を有するもの その他のもの	7 4

構造用途	細目	耐用年数
家機 具器 ・ 電 家 庭 ガ 用 品	食事又はちゅう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの	2 5
	その他 主として金属製のもの その他のもの	15 8
事務 ・ 通 信 機 器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書業用のもの その他のもの	3 5
	電子計算機 パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く) その他のもの	4 5
複写機、計算機、金銭登録機、タイムレコーダー その他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ		5 5 5
	インターホン、放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン 電話設備 その他のもの	6 6 10
時計、試験機器及び測定機器	時計 度量衡器 試験又は測定機器	10 5 5
光学写真製作機器	オペラグラス カメラ、映写機、望遠鏡 引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器	2 5 8
看板広告器具	看板、ネオンサイン及び気球 マネキン人形及び模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 2 10 5
容器・金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの	6 8 10
	ドラムかん、コンテナー、その他の容器 大型コンテナー(長さ6メートル以上のもの) その他のもの 金属製のもの その他のもの	7 3 2
金庫	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容美容機器	理容、美容いす、洗面設備 ドライヤー、タオル蒸機、その他のもの	5

構造用途	細目	耐用年数
医療機器	歯科診療用ユニット	7
	レントゲン、その他電子装置使用機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び 自動血液分析器 その他のもの	4 6
	消毒殺菌用機器	4
	手術機器 調剤機器	5 6
	ハバードタンクその他の作動部分を有する 機能回復訓練機器	6
	光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの	6 8
	その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 10 5
	たまつき用具 パチンコ器、bingo器、その他類似の球戯用具 射的用具	8 2
	碁、将棋、麻雀等遊戯具 スポーツ具 劇場用観客いす どんちよう、幕 衣しよう、かつら、小道具、大道具	5 3 3 5 2
	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	10 5
娯楽・興行又は演劇用具	映画フィルム(スライドを含む)、磁気テープ レコード シート及びロープ	2 2
	葬儀用具 楽器 自動販売機(手動式を含む) 無人駐車管理装置 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	3 5 5 5 5 10 5
前掲以外	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8
前掲区分以外	その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	15 8

申告書の提出はぜひ便利な電子申告をご利用ください

エルタックス
eLTAX



償却資産の申告は、eLTAXでも行うことができます。

eLTAXでの申告は、窓口にお越しいただく必要がないため便利です。

詳しくはeLTAXのホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

* ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

* 電話 0570-081459 (ハイシンコク)

(令和8年9月からeLTAXホームページのURLと電話番号の変更を予定しています。)

eLTAXで申告される場合は、必ず申告書右上の「所有者コード」欄に「R」か「Z」で始まる義務者番号をご記入ください。

固定資産税（償却資産）など、市税の納付には便利な口座振替をご利用ください。お問い合わせは

収納課：072-674-7152 まで

〒569-0067
高槻市桃園町2番1号

高槻市役所
総務部 税制課
償却資産担当 行

申告書送付の際に
封筒に貼り付けて
ご利用ください。